

十勝中央合併協議会変更に関する協議書

幕別町及び忠類村（以下「関係町村」という。）は、十勝中央合併協議会（以下「協議会」という。）の変更に関する協議について、平成16年11月25日に関係町村すべての議会において議決を経たので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定に基づき、別紙のとおり規約を改正し、協議会を変更するものとする。

この協議の成立を証するため、本書2通を作成し、関係町村の長が署名の上、それぞれ1通を保有する。

平成16年11月25日

中川郡幕別町本町130番地

幕別町

幕別町長 岡田和夫

広尾郡忠類村字忠類439番地の1

忠類村

忠類村長 遠藤清一

別紙

十勝中央合併協議会規約の一部を改正する規約

十勝中央合併協議会規約(平成15年12月25日制定)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

幕別町・忠類村合併協議会規約

第1条中「、更別村」を削る。

第2条中「十勝中央」を「幕別町・忠類村」に改める。

第7条第1項中「2名」を「者」に改め、同条第2項中「会長があらかじめ指定した順位により」を削る。

附 則

この規約は、告示の日から施行する。